

DV対策の抜本的強化に向けて 概要

令和4年10月

女性に対する暴力に関する専門調査会
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ

第1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護の抜本的強化に向けた検討の背景

- ・ 配偶者等からの暴力は、支配するための手段として意図的に選択されるものであり、加害者が自己への従属を強いるため、優位性を示すために用いるもの。決して許されない個人の尊厳を害する重大な人権侵害。
- ・ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援は、車の両輪であり、両者を抜本的に強化していくことが必要。

第2 ワーキング・グループ等における議論の状況

- ・ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を巡る現状と抜本的強化の必要性
 - センターへの相談件数等が増加している中で、保護命令の認容件数は、一貫して減少しており、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護の観点から、現行の法制度や運用が極めて不十分であるとの指摘を真摯に受け止める必要
- ・ 配偶者暴力防止法の見直しに係る主な論点、配偶者暴力相談支援センターへの相談をきっかけに生活再建につながる仕組み、民間支援団体との関係 など

第3 配偶者等からの暴力被害の発生から通報・保護命令・生活再建支援に至るまでの暴力防止・被害者保護の抜本的強化（詳細は次頁）

- 1 配偶者暴力防止法の見直し等
 - (1) 配偶者等からの暴力の通報
 - (2) 申立ての支援強化
 - (3) 保護命令の強化
 - (4) 生活再建支援・多機関連携の強化
 - (5) 関連する法令の制定・改正を踏まえた対応
- 2 配偶者等からの暴力の根絶、被害者保護に向けた対策の強化

第4 おわりに

配偶者等からの暴力被害の発生から通報・保護命令・生活再建支援に至るまでの 暴力防止・被害者保護の抜本的強化のポイント

1 配偶者暴力防止法の見直し等

(1) 配偶者等からの暴力の通報

- ・心身に有害な影響を及ぼす言動を受けている者を発見した場合に適切に通報がなされるよう、啓発

(2) 申立ての支援強化

(3) 保護命令の強化

- ・従属を強いるため等に暴力を用いるという性格を踏まえ、**被害者を畏怖させる言動**を対象に拡大、**精神に対する重大な危害**を受けるおそれ大きい場合についても対象
- ・被害者への電話等禁止命令、子への接近禁止命令等の効果が減殺されることを防ぐため、**子への電話等禁止命令**の追加（配偶者等への面会を余儀なくされることを防止する必要があること等の要件を整理）
- ・**保護命令期間の拡大**（6か月→**1年**）、被害者が**単独で居所を所有又は貸借**する場合に**6か月**（原則は2か月）の退去命令期間
- ・接近禁止命令等における再度申立てにおける考慮要素を基本方針で明確化（加害者プログラムの受講状況や受講後の加害者の態度についても考慮要素の一つとなることを検討）
- ・**退去命令の再度申立て**の要件に関し、**治療により転居困難な場合や子の修学、親族の介護に著しい支障**がある場合が「被害者が住居からの転居を完了することができない」事情に該当することを明確化
- ・**SNSによる連絡**、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、GPSを用いた**位置情報の取得**等を新たに**電話等禁止命令の対象に追加**
- ・保護命令違反の**罰則の加重**
- ・生活再建支援・多機関連携の強化
- ・児童虐待対応のための配偶者暴力相談支援センター、民間支援団体と市町村の連携強化
- ・配偶者暴力対策に関する**会議体の法定化**
- ・基本方針・都道府県計画等の生活再建支援・多機関連携の記載義務化

(5) 関連する法令の制定・改正を踏まえた対応

2 配偶者等からの暴力の根絶、被害者保護に向けた対策の強化

- (1) 加害者への対応：来年度以降、加害者プログラムの受講や全国での実施体制の在り方について検討

- (2) 子供への対応：児童相談所・市町村とセンター等との連携を強化

- (3) 被害者からの相談への対応：相談につながりやすい体制を整備し、被害の潜在化の防止

- (4) 民間シェルター・ステップハウスへの支援：財政的支援を継続、先進的な取組等の好事例を全国的に共有

- (5) 非同棲交際相手からの暴力への対応：予防や一時保護・緊急避難など必要な対策を年内に取りまとめ

- (6) 生活再建に関する手続の見直し等：年内に抜本強化策を取りまとめ